

茅ヶ崎市家屋評価システム用機器賃貸借選考会議審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 茅ヶ崎市家屋評価システム用機器賃貸借公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）で参加資格確認結果通知を受け、参加資格があることを確認された事業者であること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者であること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成した参加者であること。
- (4) 見積金額が導入に係る提案金額の上限額を上回っていないこと。
- (5) 機能要件等確認書（実施要領様式第7号）の項目に「対応不可」がないこと。

2 評価方法

- (1) 評価方法は、茅ヶ崎市家屋評価システム用機器賃貸借企画提案者選考会議（以下「選考会議」という。）の書類及びプレゼンテーション審査の評価点、機能要件等確認書の適合状況による評価点、見積金額の評価点で構成される総合計評価点で競うものとする。提出書類については次のとおりとする。

(ア) 同種業務実績調書（実施要領様式第2号）

添付書類 導入実績を証明する書類（契約書の写し等）

(イ) 提案書（実施要領様式第6号）

添付書類 システム提案書

(ウ) 機能要件等確認書（実施要領様式第7号）

(エ) 見積書（実施要領様式第8号）

添付書類 見積内訳書

- (2) 総合計評価点に対する各評価点の内訳割合は次のとおりとする。

(ア) 書類及びプレゼンテーション審査の評価点の割合 40%

(イ) 機能要件等確認書の適合状況による評価点の割合 40%

(ウ) 見積金額の評価点の割合 20%

【計算式】

書類及びプレゼンテーション審査の評価点（合計400点）
+機能要件等確認書の適合状況による評価点（合計400点）
+見積金額の評価点（合計200点）
=総合計評価点（総合計1,000点）

3 書類及びプレゼンテーション審査による評価点の算出

- (1) 書類及びプレゼンテーション審査は、実施要領別表1「茅ヶ崎市家屋評価システム評価基準表（書類審査及びプレゼンテーション）」に記載された各項目に対して会員が審査することにより行う。
- (2) 書類及びプレゼンテーションによる審査の手順は次のとおりとする。

① 書類審査

会員は提出書類の記載内容を確認し、評価書（非公開）に基づいて各項目に対する評価を行う。評価は次の4段階評価とする。

【評価項目の目安】	【評価係数】
Aランク 優れている等	= 1. 0
Bランク やや優れている等	= 0. 7
Cランク やや劣っている等	= 0. 3
Dランク 劣っている、または、記述がない等	= 0. 0

② プレゼンテーション審査

プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを開催し、ヒアリングを行う。会員はプレゼンテーション実施後、評価書（非公開）に基づいて各項目に対する評価を行う。評価は、①同様とする。

③ 評価点の算出

次の計算に基づき評価点を算出する。なお、計算された評価点に端数を生じた場合は、小数点第一位以下を切り捨てる。

【計算式】

$$\begin{aligned} & \text{各評価項目の配点（非公開）} \times \text{評価係数} = \text{各項目の得点} \\ & \text{各項目の得点の合計} \div \text{満点} \times 400 \text{点} \\ & \quad = \text{書類及びプレゼンテーション審査の評価点} \end{aligned}$$

4 機能要件等確認書の適合状況及び見積金額の評価点の算出

- (1) 提案者から提出された提案書等に基づいて事務局により集計するものとする。なお、「代替案で対応可能」の項目のうち、当該代替案が実現可能性の低いものと選考会議により判断された場合は採点上「対応不可」と同等に扱うものとする。当該判断はプレゼンテーション実施日に選考会議会員（以下「会員」という。）の協議を踏まえて、選考会議会長（以下「会長」という。）が決定するものとする。
- (2) 機能要件等確認書の適合状況による評価点の算出方法は次のとおりとする。
 - (ア) 次の基準に基づいて、提出された機能要件等確認書の各項目における

得点を集計する。

【評価項目の目安】	【得点】
A ランク パッケージ標準機能により適合	= 1. 0
B ランク 代替案による対応	= 0. 5
C ランク 対応不可	= 0. 0

(イ) 次の計算式に基づき評価点を算出する。なお、計算された評価点に端数が生じた場合は、小数点第一位以下を切り捨てる。

【計算式】
各項目の得点の合計 ÷ 項目数 × 400点 =機能要件等一覧の適合状況による評価点

(3) 見積金額の評価点の算出方法は次のとおりとする。

(ア) 提出された見積金額（5年間のリース金額の合計）を「提案見積金額」とし、提案者の中でもっとも安価な提案見積金額を「提案者中最低見積金額」とする。

(イ) 次の計算式に基づき評価点を算出する。なお、計算された評価点に端数を生じた場合は、小数点第一位以下を切り捨てる。

【計算式】
提案者中最低見積金額 ÷ 提案見積金額 × 200点 =見積金額の評価点

5 総合計評価点の算出及び優先交渉権者の決定

- (1) 書類及びプレゼンテーションによる評価点に、機能要件等確認書の適合状況による評価点、及び見積金額の評価点を加えて、総合計評価点を算出する。
- (2) 総合計評価点が最高評価点となった提案者を優先交渉権者として選考する。
- (3) 最高評価点と同点の場合、見積金額が安価な者から順に優先交渉権者とする。
- (4) 交渉により導入が見送られた場合は次点者と交渉を行う。

以上